

平成 29 年度

# エネルギー管理講習 新規講習 申込案内書

## 上期

申込受付期間：平成29年4月20日(木)～5月15日(月)

講習日：平成29年6月20日(火)～7月5日(水) ※講習地及び講習日は7ページ参照

## 下期

申込受付期間：平成29年8月18日(金)～9月15日(金)

講習日：平成29年10月25日(水)～11月10日(金) ※講習地及び講習日は7ページ参照

### 目次

1. エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度 .....	1	2. 受講申込み要項 .....	3
- 参考1-		3. 受講申込み方法 .....	5
特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務 .....	1	4. 講習地及び講習日一覧(会場番号表) .....	7
- 参考2-		5. 受講にあたっての注意事項 .....	8
エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の届出等について ...	2	6. 申込書記入例及び記入上の注意事項 .....	9

### 問い合わせ先

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング <https://www.eccj.or.jp/>

エネルギー管理試験・講習センター 講習部

TEL：03-5439-4977 FAX：03-5439-6290

# 1. エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の制度

- (1) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という)では、事業者単位(企業単位)でのエネルギー管理が義務付けられています。  
事業者全体(本社、工場、支店、営業所、店舗等)の年間エネルギー使用量の合計が1,500kL(原油換算値)以上である事業者は、そのエネルギー使用量を事業者単位で国に届け出て、特定事業者(又は特定連鎖化事業者)の指定を受けなければなりません。
- (2) 指定を受けた特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は、エネルギー管理統括者及び**エネルギー管理企画推進者を選任し**(下表の  枠)、中長期計画や定期報告書の作成・提出等を行うことを通じて、事業者全体のエネルギー管理を行うことが求められています。
- (3) また、特定事業者(又は特定連鎖化事業者)が設置している一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場(以下、工場等という)は、エネルギー管理指定工場等に指定されます。特定事業者(又は特定連鎖化事業者)は、エネルギー管理指定工場等に、エネルギー管理者又は**エネルギー管理員を選任し**(下表の  枠)、工場等におけるエネルギー管理の推進実行にあたらせることが求められています。
- (4) 上述のエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員に選任されるためには、エネルギー管理講習「新規講習」を修了しなければなりません。

## 参考 1 特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置する工場等ごとの義務

### 特定事業者／特定連鎖化事業者

事業者全体(本社・工場・支店・営業所・店舗等)の年間エネルギー使用量の合計 = 1,500kL以上

### エネルギー管理統括者 (省エネ法第7条の2)

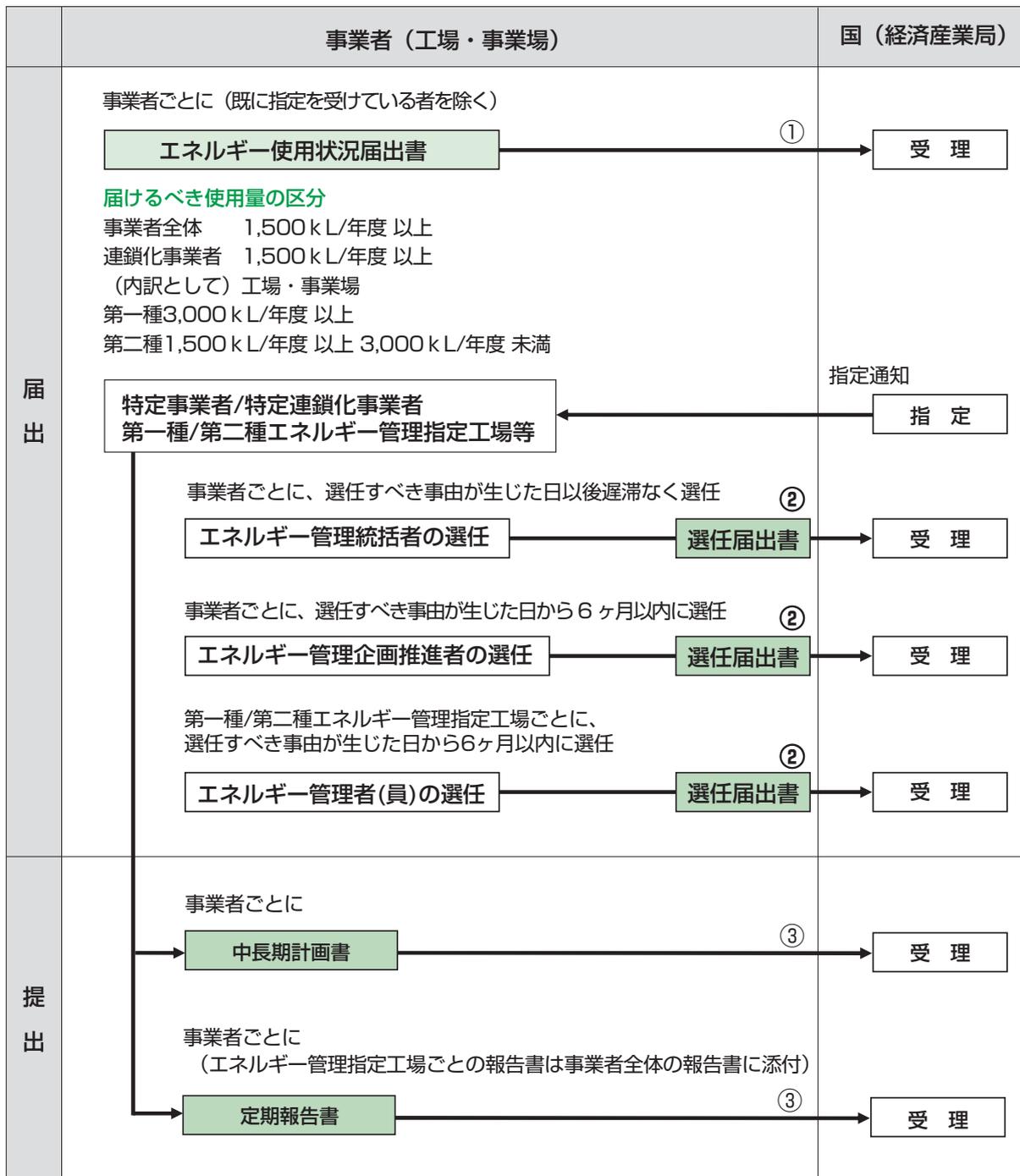
- ・ 事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者から選任(役員クラスを想定)
- ・ 事業者単位の中長期計画書、定期報告書の作成、提出等

### エネルギー管理企画推進者 (省エネ法第7条の3)

- ・ エネルギー管理士又は新規講習修了者から選任
- ・ エネルギー管理統括者を実務面からサポート

第一種 エネルギー管理指定工場等	第二種 エネルギー管理指定工場等
年間エネルギー使用量：3,000kL 以上 (原油換算 kL)	年間エネルギー使用量：1,500kL 以上 ～ 3,000kL 未満 (原油換算 kL)
<b>第一種特定事業者</b>	<b>第二種特定事業者</b>
<b>第一種指定事業者</b>	
製造業、鉱業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業	全ての業種
左記以外の全ての業種 (左記の事務所を含む) 例えば、オフィスビル、デパート、 ホテル、学校、病院、官公庁、倉庫、 下水道業など	
<b>エネルギー管理者</b> (省エネ法第8条) ・ エネルギー管理士から選任 ・ 工場単位のエネルギー管理の推進実行	<b>エネルギー管理員</b> (省エネ法第13条) ・ エネルギー管理士又は新規講習修了者から選任 ・ 工場及び事務所単位のエネルギー管理の推進実行
	<b>エネルギー管理員</b> (省エネ法第13条) ・ エネルギー管理士又は新規講習修了者から選任 ・ 工場及び事務所単位のエネルギー管理の推進実行

参考2 エネルギー管理企画推進者・エネルギー管理員の届出等について



	届出書類	提出期限
①	エネルギー使用状況届出書	毎年度 5 月末日
②	エネルギー管理統括者等の選任届書	選任後、最初の 7 月末日
③	中長期計画書	毎年度 7 月末日
	定期報告書	

## 2. 受講申込み要項

### (1) 申込受付期間

- ・ 上期：平成29年4月20日（木）から5月15日（月）まで
- ・ 下期：平成29年8月18日（金）から9月15日（金）まで

### (2) 受講料 17,100 円（非課税）

### (3) 受講対象者

新規講習を今まで受講していない方はどなたでも受講できます。

過去に「新規講習」を修了した方については以下ようになります。

- ・ 平成 17 年度の法改正（平成 18 年 4 月 1 日から施行）により、それ以前の法律に基づく新規講習修了者は、現在行っている新制度での「新規講習」を受講しなおす必要があります。
- ・ 平成 18 年度以降の新規講習修了者は、新規講習を再度受講する必要はありません。
- ・ 「新規講習」を受講しても「資質向上講習」を受講したことにはなりません。

### (4) 講習地及び講習日一覧（会場番号表）

7 ページをご覧ください。

### (5) 講習の課目・時間割

省エネ法の規定により講習の課目は、「エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規」、「エネルギー管理の手法」、「エネルギー管理の実務」です。

全 1 日間で以下の時間割にて実施します。

時間	課目		内容
9:30～12:20	課目Ⅰ	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	・ 省エネルギーの意義 ・ エネルギー政策及び法規 ・ エネルギー管理の基礎
	課目Ⅱ	エネルギー管理の手法	・ 熱利用設備
13:20～14:30	課目Ⅱ	エネルギー管理の手法（続き）	・ 電気利用設備 ・ 空気調和設備
14:40～16:30	課目Ⅲ	エネルギー管理の実務	・ 工場等判断基準 ・ 省エネルギー法に基づく届出、報告 ・ 管理標準
16:40～17:10	効果測定（20分）		

注 1：上記には休憩時間を含みます。

注 2：課目別の講義時間は若干変更することがあります。

## (6) 受講票について

### 1) 受講票の発送予定日

- ・ 上期：平成29年 6月 6日 (火)
- ・ 下期：平成29年10月11日 (水)

発送予定日から1週間経過しても受講票が届かない場合は必ずご連絡ください。

### 2) 受講票の確認と写真貼付等

- ・ 受講票が到着次第、**受講日時、講習地、講習会場等を必ず確認してください。**
- ・ 受講票に記載の会場案内図で、交通手段・所要時間等を事前に確認してください。
- ・ 受講票の記載内容に誤り、変更等がある場合は、受講票の訂正欄に赤字で訂正のうえ、講習当日に提出してください。ただし、**受講者・会場の変更はできません。**
- ・ 受講票の指定箇所に、「写真」を貼付し、自署欄に自筆で「署名」をし、講習当日に必ず持参してください。受講票は「テキスト引換券」を兼ねています。
- ・ 受講票の忘れ、写真の貼付がない場合は、受講できないことがあります。

### 3) 受講票に使用可能な写真<sup>注3</sup>

使用可能な写真は以下のとおりです。

- ・ 申込者本人が1人で写っているもの。(カラー、白黒どちらでも可。)
- ・ 講習日から6ヶ月以内に撮影したもの。
- ・ サイズは縦45mm×横35mm(ふちなし)、パスポート用写真と同じサイズ。
- ・ 正面、脱帽、無背景で上半身(肩口まで)を撮影したもの。
- ・ 本人とすぐに判別できる鮮明なもの。
- ・ デジタル写真を使用する場合は、写真専用紙を使用したもの。

注3：集合写真、スナップ写真、写真のコピー、コピー用紙に印刷したものは使用できません。

## (7) 修了証について

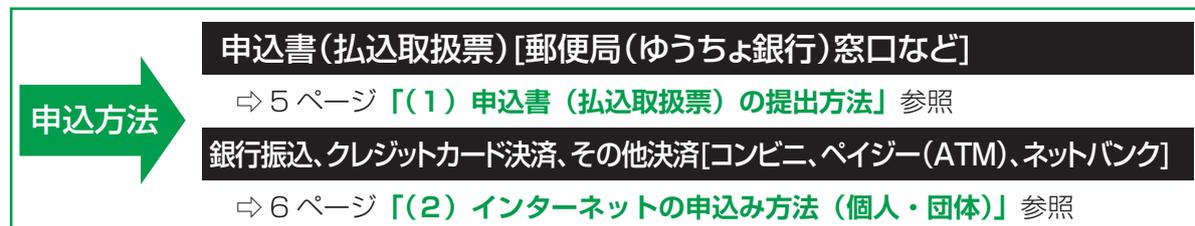
- ・ 講習を修了された方には修了証が交付されます。
- ・ 修了証は、講習日より約1カ月後に簡易書留にて、申込時に選択された書類等送付先へお送りします。

## (8) 受講にあたっての注意事項

8ページをご覧ください。

### 3. 受講申し込み方法

申し込み方法には、**申込書（払込取扱票）**を提出する方法とインターネットから**申込みをする方法**の2種類があります。いずれかを選択して申込みをしてください。  
受講料を払込むことにより申込みが完了します。



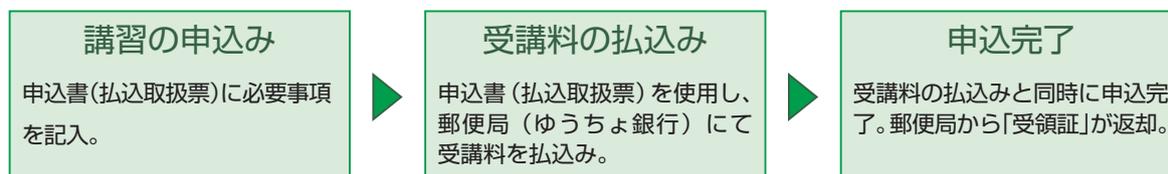
#### 《注意事項》

- ① 「申込書（払込取扱票）」と「インターネット申込み」の両方で申し込まないでください。
- ② **当センターは領収書及び請求書を発行いたしません。**
- ③ **申込み受理後に受講料は返還いたしません。**
- ④ **申込み受理後に「受講者」「講習日」「講習地」などの変更はできません。**

※ 障がい等により座席などに配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を当センターの講習部（TEL03-5439-4977）までご連絡ください。

#### (1) 申込書（払込取扱票）の提出方法

##### 申込書（払込取扱票）の提出の流れ



申込書は、この「申込案内書」にとじ込まれている「払込取扱票」で兼ねています。  
申込書（払込取扱票）に必要事項を記入のうえ、下記の受付期間内に、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口にて受講料を払込むことにより申込みが完了します。

- ・ **上期 申込受付期間：平成29年4月20日（木）から5月15日（月）**
- ・ **下期 申込受付期間：平成29年8月18日（金）から9月15日（金）**

※ 申込書（払込取扱票）による払込みは、申込受付期間内の受領証日附印が有効です。

#### 1) 申込書の記入について

- ① 申込書（払込取扱票）は、**申込者 1 名につき、必ず 1 枚の申込書（払込取扱票）**を使用してください。
- ② 記入の際は、9 ページの「申込書記入例及び記入上の注意事項」を参照してください。

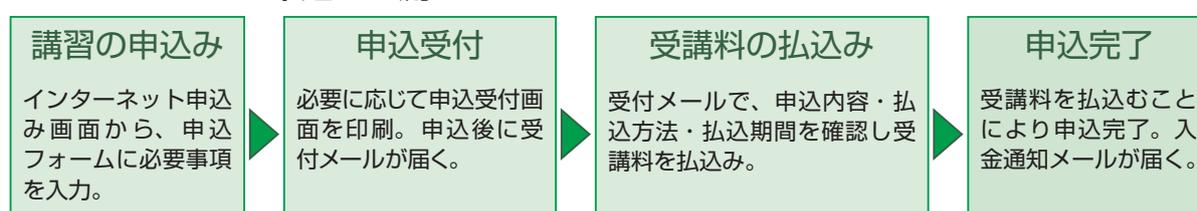
#### 2) 受講料の払込みについて

- ① 受講料は、申込書（払込取扱票）を使用して払込みをしてください。なお、払込手数料は払込人負担です。  
注) 郵便局に備え付けの払込用紙は**申込み**に使用できません。所定の口座番号に振込まれても、申込案内書にとじ込まれている申込書（払込取扱票）以外での申込みは受付されません。

- ② 当センターの口座番号、金額などは申込書（払込取扱票）に印刷済みです。
- ③ 申込書（払込取扱票）を郵便局（ゆうちょ銀行）に提出すると、「振替払込請求書兼受領証」の部分が返却されます。受講票が届くまで必ず保管してください。  
「振替払込請求書兼受領証」は、申込書を提出した証明となり、受講票が届かない場合の問い合わせに必要です。
- ④ 請求書及び領収書は、郵便局（ゆうちょ銀行）から返却される「振替払込請求書兼受領証」又は「利用明細」にて代えさせていただきます。それ以外の書類は発行いたしません。

## (2) インターネットの申込み方法（個人・団体）

### インターネットの申込みの流れ



当センターのホームページ (<https://www.eccj.or.jp/>) から、受付画面の案内手順・注意事項に従って、下記の受付期間内に申込みをしてください。受講料を払込むことにより申込みが完了します。詳細は、当センターのホームページにて確認してください。

- ・上期 申込受付期間: **平成29年4月20日(木) から5月15日(月) (23時59分まで)**
  - ・下期 申込受付期間: **平成29年8月18日(金) から9月15日(金) (23時59分まで)**
- ※インターネット申込みによる払込み期限は、上期:5月17日(水)・下期:9月20日(水)です。

### 1) インターネットの申込み方法について

- ① インターネットからの申込みでは、個人申込み（1人用）と団体申込み（2～25人用）ができます。
- ② 団体申込みの場合、受講料が申込者全員分の一括払いとなります。また、一団体の申込者全員分の受講票が申込責任者宛に送付されます。ただし、講習後の修了証は各修了者個人宛に送付されます。

### 2) 受講料の払込みについて

- ① 受講料の払込みは、「銀行振込」、「クレジットカード決済」、「その他決済（コンビニ・ペイジー（ATM）・ネットバンク）」から選択できます。
- ② 受講料は、別途通知する期間内に払込んでください。
- ③ 申込完了（入金通知）メールは、受講票が届くまで必ず保管してください。受講票が届かない場合の問い合わせに必要です。
- ④ 請求書及び領収書は、各金融機関から発行される「証明書」又は「利用明細」にて代えさせていただきます。詳細は、利用履歴（スマートレシート）をご確認ください。それ以外の書類は発行いたしません。

## 4. 講習地及び講習日一覧(会場番号表)

(1) 上期 申込受付期間：平成 29 年 4 月 20 日(木)～5 月 15 日(月)

講習地	開催都市	会場番号	講習日	定員
北海道	札幌市	011	6月29日(木)	170
宮城県	仙台市	101	6月23日(金)	300
東京都	東京都 1	201	6月20日(火)	1000
	東京都 2	202	6月21日(水)	1000
愛知県	名古屋市	401	7月5日(水)	500
富山県	富山市	501	6月22日(木)	130
大阪府	大阪市	601	6月27日(火)	700
広島県	広島市	701	6月27日(火)	160
香川県	高松市	801	6月30日(金)	160
福岡県	福岡市	901	6月23日(金)	350
沖縄県	那覇市	991	6月30日(金)	50

(2) 下期 申込受付期間：平成 29 年 8 月 18 日(金)～9 月 15 日(金)

講習地	開催都市	会場番号	講習日	定員
北海道	札幌市	012	10月27日(金)	120
宮城県	仙台市	102	10月25日(水)	200
東京都	東京都 1	203	10月26日(木)	700
	東京都 2	204	10月27日(金)	700
愛知県	名古屋市	402	10月27日(金)	350
富山県	富山市	502	11月1日(水)	100
大阪府	大阪市	602	10月31日(火)	500
広島県	広島市	702	10月26日(木)	120
香川県	高松市	802	11月1日(水)	120
福岡県	福岡市	902	10月27日(金)	300
沖縄県	那覇市	992	11月10日(金)	50

注 1：上表の会場番号は、講習地・講習日により異なります。

注 2：第 1 希望、第 2 希望ごとに会場番号を選択してください。

注 3：開催都市の「東京都 1」及び「東京都 2」はどちらかを選択してください。

注 4：上期と下期は申込期間が異なりますので両方を選択することはできません。

注 5：同一人が複数の講習を受講することはできません。

注 6：申込み受付時点において第 1 希望の会場が定員を超過した場合は、第 2 希望の会場での受講となります。第 2 希望の会場になる場合は事前にご連絡します。

注 7：講習会場は送付する受講票に記載されます。事前に会場をお伝えできないことをご了承ください。

## 5. 受講にあたっての注意事項

### (1) 受講について

- 1) 天候、その他により講習会場への交通が乱れることがあります。事前に情報を得て、十分時間に余裕をみてご来場ください。天災又は公共交通機関の運行停止などにより受講できない場合であっても、当該者に対する**再講習は実施しません**。また、**受講料の返金も致しません**のでご了承ください。
- 2) 講習当日の受付は、講義開始 30 分前(9:00 頃)から受付を予定しています。
- 3) 受講票は、講習当日の受付時に必ずご提出ください。
- 4) 座席は、受講票に記載された受講番号により決まっています。
- 5) **講義時間に 30 分以上の遅刻・早退をした場合、又は全講義を通して 30 分以上の途中退室をした場合は、規定の講義を受講したものとみなされません**。
- 6) 規定の全ての講義を受講しなければ、効果測定は受けられません。
- 7) 全ての講義と効果測定を受けた者が講習修了者となります。
- 8) 効果測定中は講義室から退室できません。
- 9) 申込者以外の方が受講する等の不正行為が確認された場合は、受講したものとみなされません。
- 10) 講義中に受講者の迷惑になる行為等をした場合、講義室より退出していただきます。
- 11) 講義室内には空調設備がありますが、室温の変化などに対応できる服装でご来場ください。
- 12) 受講に当たっては体調管理に十分ご留意ください。
- 13) 講習会場には駐車はできませんので、公共交通機関を利用してください。
- 14) 講義室は禁煙です。
- 15) 受講中は、携帯電話、パソコン、タブレット等の電源を切って鞆などにしまっ  
ていただきます。

### (2) 持参物 (講習当日は、各自以下のものを必ず持参してください。)

- 1) **写真を貼付した受講票**
- 2) **筆記用具 (HB 又は B の黒鉛筆) 及び消しゴム**
- 3) メモ用のノートや昼食など (必要に応じて)

### (3) その他

- 1) 講習当日に不測の事態等が発生し、講師が講義できない場合、音声録音等により実施することがあります。

講習実施に関する最新情報は、当センターホームページの「講習部からのお知らせ」に随時掲載しますので、必ずご確認ください。(https://www.eccj.or.jp/)

## 6. 申込書記入例及び記入上の注意事項

「払込取扱票」は申込書を兼ねていますので、申込み者1名につき「払込取扱票」1枚を使用してください。下記の記入例を参考にして①～⑧の記入上の注意をよく読み、必ず申込者本人が、黒インク又は黒ボールペンにて、かい書で正確に記入してください。記入事項の訂正は二重取消線を使用してください。

なお、記入された内容については、個人情報として厳重に取扱い、講習事務以外には使用しません。

【申込書の記入例】 機械処理をしますので、明瞭に記入してください。

### ① 受講希望地

会場番号、講習日を記入してください。第2希望が不都合の場合は、「一月一日」のように記入してください。会場番号は7ページを参照。

### ② 現住所(自宅住所)

受講者の現住所(自宅住所)を記入してください。郵便番号、住所は最小区分(番地、号、マンション(アパート)名、部屋番号、〇〇方)までを必ず記入してください。

### ③、④ 勤務先住所・勤務先

現在勤務している会社名(工場名等)、部署名までを正確に記入してください。該当しない場合は、学生または無職と記入してください。書類に不備がある場合に問合せをしますので、確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。  
(例) 090-1234-5678

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	東京	口座記号番号	
金額		0 0 1 8 0   8	
料		4 6 4 9 8 3	
金		1 7 1 0 0	
備考		加入者名	
一般財団法人		一般財団法人	
省エネルギーセンター新規講習		省エネルギーセンター新規講習	
エネルギー管理講習 (新規講習)申込書		おなまえ	
① 受講希望地		108-0000	
② 現住所		東京都港区芝浦△-〇-△ 省エネアパート201	
③ 勤務先住所		東京都港区芝浦△-〇-△	
④ 勤務先(学校名)		(株)省エネ社 技術部	
⑤ 書類等送付先		省エネ太郎	
⑥ 氏名		省エネ太郎	
⑦ 性別		男	
⑧ 生年月日		47年4月10日	

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

### ⑤ 書類等送付先

受講票、修了証等の送付先となります。「現住所 勤務先」のいずれかを選びチェック(✓)を入れてください。選択がない場合は「現住所」が書類等送付先となります。

### ⑥ 氏名

氏名とフリガナを記入してください。この氏名は、書類等送付の宛名、修了証に記載の氏名となるため、戸籍と同じ字を明瞭に間違いなく記入してください。  
(例：己巳巳、崎崎、高高など)

### ⑦ 性別

性別のいずれかを○マルで囲んでください。

### ⑧ 生年月日

大正、昭和、平成(年号)を○マルで囲み、生年月日を算用数字で記入してください。

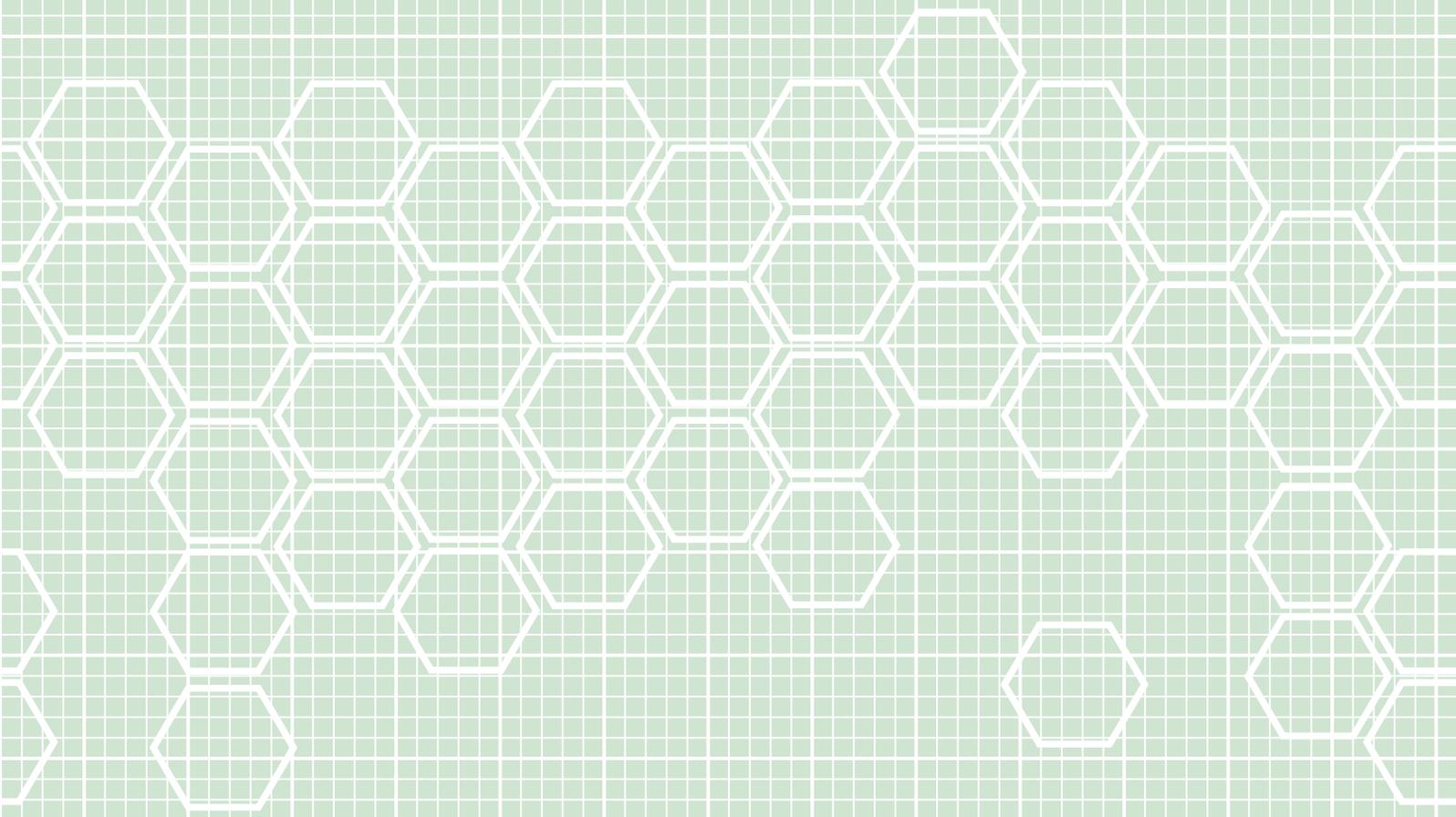
## 【エネルギー管理講習 新規講習に関するお問い合わせ先】

機 関 名	住 所	電 話
<b>一般財団法人 省エネルギーセンター</b>		
本部講習部	〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング	(03) 5439-4977
北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2 北海道経済センタービル	(011) 271-4028
東北支部	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル本館	(022) 221-1751
東海支部	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-23-28 イトービル	(052) 232-2216
北陸支部	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル	(076) 442-2256
近畿支部	〒550-0013 大阪市西区新町1-13-3 四ツ橋KFビル	(06) 6539-7515
中国支部	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル	(082) 221-1961
四国支部	〒760-0023 高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル	(087) 826-0550
九州支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル	(092) 431-6402
公益社団法人 沖縄県工業連合会	〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター	(098) 859-6191

※ 追加の申込案内書が必要な場合、上記機関で直接入手するか、郵送によって入手できます。

※ 郵送で申込案内書を請求される場合、返信用封筒（日本工業規格 A4 判が入る大きさ）に返信先の郵便番号・住所・会社名・氏名・必要部数などを明記し 1～2 部までは 140 円切手を貼付して上記機関までお送りください。

※ 一般財団法人省エネルギーセンターは、平成 11 年 4 月 27 日に通商産業大臣から「エネルギー管理講習指定講習機関」として指定を受けています。



禁無断転載、著作権所有 一般財団法人省エネルギーセンター

Copyright ©The Energy Conservation Center, Japan 2017

※この印刷物は資源の有効利用のため、古紙配合率80%の再生紙・植物性インキを使用しています。